

医療 DX 推進体制整備に伴う加算に係る掲示について

当院では医療 DX 推進体制にかかる加算について以下のとおり対応を行っております。

1. オンライン請求を行っております。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. 電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っております。
5. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い医療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当院の見やすい場所及びホームページに掲載しています。

上記の体制により、令和 6 年 6 月の診療報酬改正に伴い、令和 8 年 4 月 1 日より初診料の算定時に医療 DX 推進体制整備加算を月に 1 回に限り所定の算定を行います。

令和 8 年 6 月 1 日より「電子的診療情報連携体制整備加算」を算定いたします。正確な情報を取得・活用するために【マイナ保険証(マイナンバーカードによる健康保険証利用)】のご利用にご協力をお願いいたします。

ご理解のほど何卒よろしくお願いいたします。

かんの産婦人科クリニック